



株式会社 シー・エス・ランバー
Customer Satisfaction through Lumber

第43期 定時株主総会 招集ご通知

2024年6月1日から2025年5月31日まで

■日時

2025年8月28日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

■場所

千葉県千葉市花見川区
幕張本郷一丁目12番1号
メイプルイン幕張 1階会議室

■ 第43期定時株主総会招集ご通知……………	1
■ 株主総会参考書類……………	5
第1号議案 取締役5名選任の件	
第2号議案 退任取締役に対する 退職慰労金贈呈の件	
■ 事業報告……………	12
■ 連結計算書類……………	34
■ 計算書類……………	37
■ 監査報告書……………	40

株式会社シー・エス・ランバー

証券コード：7808

証券コード 7808
2025年8月13日
(電子提供措置の開始日2025年8月6日)

株 主 各 位

千葉県千葉市花見川区幕張本郷一丁目16番3号

株式会社シー・エス・ランバー

代表取締役社長 中井 千代助

第43期定時株主総会 招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第43期定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.c-s-lumber.co.jp/ir/shareholders_meeting.html



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「シー・エス・ランバー」又は「コード」に当社証券コード「7808」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席いただくほか、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁の「議決権行使の方法についてのご案内」に従って、2025年8月27日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月28日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 千葉県千葉市花見川区幕張本郷一丁目12番1号
メイプルイン幕張 1階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第43期(2024年6月1日から2025年5月31日まで)事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - (2) 代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にてご提出ください。なお、代理人は、当社定款の定めに基づき、本総会の議決権を有する他の株主1名様に限らせていただいておりますので、当社株主の方以外は代理人としてご出席することはできません。
 - (3) ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」
 - (4) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - (5) 当社は、2025年7月15日開催の取締役会において、第43期にかかる期末配当金として1株当たり80円をお支払いすること、及び支払開始日を2025年8月29日とさせていただくことを決議いたしました。
 - (6) 株主総会にご出席される株主の方とご出席が難しい株主の方の公平性等を勘案して、当社は、株主総会においてお土産をお渡ししておりませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の場合

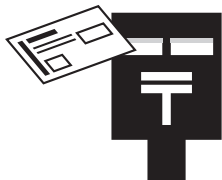


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年8月28日（木曜日）午前10時

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年8月27日（水曜日）午後6時到着

インターネットによる行使の場合



当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にて議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年8月27日（水曜日）午後6時まで

詳細は次ページをご覧ください

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

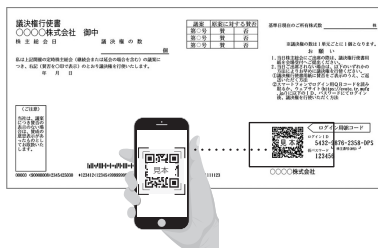
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンを使用して QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ご注意事項

- ・パソコンやスマートフォンのご利用環境によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する通信料金等の費用は、株主様のご負担となります。
- ・インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

2025年6月20日付で取締役加賀美淳氏が辞任により退任され、取締役5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名		当社における地位及び担当
1	なか い ち よ すけ 中 井 千 代 助	再 任 男 性	代表取締役社長
2	なか い しゅん すけ 中 井 俊 輔	再 任 男 性	取締役 購買部長、在来営業部長
3	ま じめ かず ひさ 馬 締 和 久	再 任 男 性 社外取締役候補者 独立役員	取締役（社外）
4	いし づか えい いち 石 塚 英 一	再 任 男 性 社外取締役候補者 独立役員	取締役（社外）
5	くま きり なお み 熊 切 直 美	再 任 男 性 社外取締役候補者 独立役員	取締役（社外）

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数														
1	なか い ち よ すけ 中 井 千代助 (1950年12月8日生) (再 任)	1983年 4 月 (株)千葉中井材木店（現 (株)シー・エス・ランパー）を設立、代表取締役社長に就任（現任） 2018年 6 月 (株)シー・エス・マテリアル取締役就任（現任） 2020年12月 (株)シー・エス・リアルエステート代表取締役就任（現任） (株)シー・エス・不動産リース代表取締役就任（現任） 2021年 6 月 (株)シー・エス・ビルド取締役就任（現任） 2022年 6 月 (株)シー・エス・物流代表取締役に就任（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） <table><tr><td>(株)シー・エス・物流</td><td>代表取締役</td></tr><tr><td>(株)なのはなハウジング</td><td>代表取締役</td></tr><tr><td>(株)シー・エス・ホーム</td><td>代表取締役</td></tr><tr><td>(株)シー・エス・マテリアル</td><td>取締役</td></tr><tr><td>(株)シー・エス・リアルエステート</td><td>代表取締役</td></tr><tr><td>(株)シー・エス・不動産リース</td><td>代表取締役</td></tr><tr><td>(株)シー・エス・ビルド</td><td>取締役</td></tr></table> （取締役候補者とした理由） 同氏は、当社の創業者であり、当社の経営者として、また当社子会社の役員として、その強いリーダーシップを発揮し、長年にわたり当社グループの事業運営をけん引してまいりました。 今後も住宅関連業界に関する豊富な経験や幅広い見識、及び経営者としてのリーダーシップを当社の経営に活かしていただくため、取締役として選任をお願いするものです。	(株)シー・エス・物流	代表取締役	(株)なのはなハウジング	代表取締役	(株)シー・エス・ホーム	代表取締役	(株)シー・エス・マテリアル	取締役	(株)シー・エス・リアルエステート	代表取締役	(株)シー・エス・不動産リース	代表取締役	(株)シー・エス・ビルド	取締役	50,700株
(株)シー・エス・物流	代表取締役																
(株)なのはなハウジング	代表取締役																
(株)シー・エス・ホーム	代表取締役																
(株)シー・エス・マテリアル	取締役																
(株)シー・エス・リアルエステート	代表取締役																
(株)シー・エス・不動産リース	代表取締役																
(株)シー・エス・ビルド	取締役																

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	なか い しゅん すけ 中 井 俊 輔 (1985年7月30日生) (再 任)	2016年 7 月 当社入社 2018年 6 月 (株)シー・エス・マテリアル取締役就任 2018年11月 当社山武工場長、東金端柄工場長就任 2019年 6 月 当社購買部次長就任 2020年 8 月 (株)シー・エス・マテリアル代表取締役就任 (現任) 2020年12月 (株)シー・エス・リアルエステート取締役就任 (株)シー・エス・不動産リース取締役就任 2021年 6 月 (株)シー・エス・ビルド取締役就任 (現任) 2022年 5 月 当社執行役員就任 2022年 8 月 (株)シー・エス・物流代表取締役就任 (現任) (株)なのはなハウジング取締役就任 (現任) (株)シー・エス・ホーム代表取締役就任 (現任) (株)シー・エス・リアルエステート代表取締役就任 (現任) (株)シー・エス・不動産リース代表取締役就任 (現任) 2022年 8 月 当社取締役就任(現任) 2022年 9 月 当社製造部長就任 2023年 7 月 当社購買部長就任 (現任) 2024年 6 月 当社在来営業一部長就任 2024年 8 月 当社在来営業部長就任 (現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)シー・エス・物流 代表取締役 (株)なのはなハウジング 取締役 (株)シー・エス・ホーム 代表取締役 (株)シー・エス・マテリアル 代表取締役 (株)シー・エス・リアルエステート 代表取締役 (株)シー・エス・不動産リース 代表取締役 (株)シー・エス・ビルド 取締役 (取締役候補者とした理由) 同氏は、木材業界における豊富な経験と幅広い見識や実績を有し、当社グループの主力であるプレカット事業の製造部門、購買部門及び営業部門の責任者として、また当社の各子会社の経営者や役員として、当社グループの事業運営を支えてまいりました。 今後も、それらの経験や見識を当社の経営に活かしていただくため、取締役として選任をお願いするものです。	50,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	ま じめ かず ひさ 馬 締 和 久 (1950年1月22日生) (社 外 取 締 役) (再 任)	1973年 4 月 阪和興業(株)入社 2005年 6 月 同社取締役就任 2007年 4 月 同社取締役木材・食品担当就任 2012年 6 月 同社取締役退任、顧問就任 2015年 6 月 同社顧問退任 2016年 9 月 当社取締役就任（現任） 現在に至る （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等） 同氏は、総合商社における木材事業の担当役員として豊富な経験や幅広い見識を有しており、その経験や見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。 選任後は、木材の輸入販売を担う役員経験者としての目線から示唆の富む助言をしていただくなど、当社グループの企業価値の持続的な向上の強化が期待されます。	—
4	いし づか えい いち 石 塚 英 一 (1953年3月23日生) (社 外 取 締 役) (再 任)	1988年 4 月 弁護士登録（千葉） 2001年 2 月 千葉県社会福祉協議会理事就任 2006年 5 月 (株)オンザウェイ監査役就任（現任） 2007年10月 千葉労働局・紛争調整委員会委員就任 2012年 4 月 千葉簡易裁判所・千葉地方裁判所民事調停委員就任 2012年10月 独立行政法人千葉医療センター受託研究審査委員会委員就任 2018年 2 月 当社取締役就任（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 石塚法律事務所 所長 (株)オンザウェイ 監査役 （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等） 同氏は、社会福祉関連を始めとして、民法、会社法を専門とする弁護士として一般民事や企業法務などに幅広い知識・識見を有しており、また裁判所の民事調停委員としての経験も有し、それらの経験や見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。 選任後は、弁護士としての専門的な知見を活かし、特に法律に関して示唆に富む助言をしていただくなど、当社グループの企業価値の持続的な向上の強化が期待されます。	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
5	くま きり なお み 熊 切 直 美 (1958年9月26日生) (社 外 取 締 役) (再 任)	1984年 4 月 大東建託㈱入社 2001年 4 月 同社執行役員住宅販売部長就任 2004年 6 月 同社取締役テナント営業統括本部長就任 2006年 4 月 同社常務取締役業務本部長兼法務部長就任 2011年 4 月 同社専務取締役執行役員東日本営業本部長就任 2012年 4 月 同社取締役専務執行役員東日本営業本部長兼 首都圏営業本部長就任 2013年 4 月 同社代表取締役社長執行役員建築事業本部・ 経営管理本部担当 2016年 4 月 同社代表取締役社長建築事業本部・経営管理 本部担当 2019年 3 月 同社代表取締役社長退任 2019年 6 月 同社取締役退任 2019年 8 月 当社取締役就任（現任） 現在に至る （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等） 同氏は、大手建設・不動産会社の経営者として、長年同社グループの経営全般にわたり強いリーダーシップを発揮し、また当社グループが属する住宅関連業界に関する豊富な経験や幅広い見識を有しており、それらの経験や見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。 選任後は、住宅関連業界における企業経営経験者としての目線から示唆の富む助言をしていただくなど、当社グループの企業価値の持続的な向上の強化が期待されます。	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、馬締和久氏、石塚英一氏及び熊切直美氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- なお、当社は、馬締和久氏、石塚英一氏及び熊切直美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、この3名が社外取締役に選任され就任した場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、非業務執行取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。非業務執行取締役は、社外取締役候補者である馬締和久氏、石塚英一氏及び熊切直美氏が該当しており、この3名とは既に責任限定契約を締結しております。
4. 現在当社の社外取締役である社外取締役候補者の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、馬締和久氏が8年11ヶ月、石塚英一氏が7年6ヶ月、及び熊切直美氏が6年となります。

5. 当社は、取締役、監査役、執行役員及び当社子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が選任された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。保険料は、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について補填するものです。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(ご参考) 取締役候補者が保有するスキル・期待する役割

第1号議案に記載の取締役候補者が保有する主な専門性や知識・経験・能力等のスキルに関する状況は、次のとおりであります。

	候補者 番 号	氏 名	就任予定 の地位	企業 経営	業界 知識	営業	製造 設計	コンプラ イアンス 法務	財務 会計 税務	経営 企画
取 締 役	1	なか い ち よ すけ 中 井 千 代 助	代表取締役 社長	●	●	●	●		●	●
	2	なか い し ゅん すけ 中 井 俊 輔	取締役	●	●	●	●			
	3	ま じめ か ず ひ さ 馬 締 和 久	取締役 (社外)	●	●	●				
	4	い し づ か え い い ち 石 塚 英 一	取締役 (社外)					●		
	5	く ま き り な お み 熊 切 直 美	取締役 (社外)	●	●	●				

(注) 本一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

第2号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

2025年6月20日をもって取締役を辞任いたしました加賀美淳氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期及び方法につきましては、取締役会に一任することについて承認をお願いするものです。

なお、退任取締役に対する本議案は、当社においてあらかじめ取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針及び社内規程に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針は事業報告「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
か が み じゅん 加 賀 美 淳	2022年 8 月 当社取締役就任 2025年 6 月 当社取締役辞任

以 上

事業報告

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善の動きが続く中で、個人消費の持ち直しが見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れを通じて個人消費に及ぼす影響や、日銀の金融政策動向の影響も懸念され、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属する住宅関連業界におきましては、新設住宅着工戸数が2024年6月から2025年5月までの累計では4.0%減となり、建築資材・労務費等の高騰による住宅建築価格の上昇や、日銀の政策金利引き上げによる住宅ローン金利上昇懸念などを背景に住宅取得マインドが低下していると考えられ、今後の経営環境は益々厳しさを増していくものと懸念しております。

このような状況のもと、当社グループは、営業力強化、徹底した歩留り追求、配送効率向上に努めてまいりました。また、建て方工事・フレーミング工事・内装工事等と併せて材工一体での提供による安定的取引の推進、木材以外の建築資材販売強化、サイディング（外壁材）プレカット参入準備等を進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は20,673百万円(前年同期比2.2%減)、営業利益は1,774百万円(同18.4%減)、経常利益は1,680百万円(同19.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,157百万円(同19.3%減)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(単位：百万円、%)

	第42期		第43期		前期増減比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
プレカット事業	16,378	77.5	15,249	73.8	△6.9
建築請負事業	4,408	20.9	5,170	25.0	17.3
不動産賃貸事業	916	4.3	1,123	5.4	22.6
その他事業	581	2.8	356	1.7	△38.6
セグメント間消去	△1,152	△5.5	△1,227	△5.9	－
合計	21,132	100.0	20,673	100.0	△2.2

(プレカット事業)

当セグメントにおきましては、取引先への地道な営業活動を行ってまいりましたが、新設住宅着工戸数減と受注競争激化の影響を受けて出荷棟数が減少し、厳しい事業展開となりました。1棟当りの利益率へのこだわりを持った活動、製材や配送の一部を内製化している強みを活かした歩留まり追求、配送効率向上に努めてまいりました。

プレカット事業の合計出荷棟数は、5,485棟(同11.4%減)、出荷坪数は、222千坪(同6.4%減)と前年同期を下回る結果となりました。部門別としましては、在来部門は出荷棟数4,080棟(同10.7%減)、出荷坪数142千坪(同9.1%減)、ツーバイフォー部門は出荷棟数1,405棟(同13.6%減)、出荷坪数80千坪(同1.1%減)となりました。

その結果、売上高は15,249百万円(同6.9%減)、セグメント利益は745百万円(同42.0%減)となりました。

(建築請負事業)

当セグメントにおきましては、既存の取引先からの受注棟数増に向けた営業強化、新規先開拓、エリア拡大に努め、着工棟数199棟、うち、大型木造施設は23棟となりました。完工棟数は、前期着工済みを含め153棟、うち、大型木造施設は10棟となりました。また、千葉県四街道市の1,000坪超の木造福祉施設や保育園等の大型非住宅施設完工、追加オプション工事施工など採算を重視した積算で利益率の改善に努めてまいりました。

その結果、売上高は5,170百万円(同17.3%増)、セグメント利益は369百万円(同22.2%増)となりました。

(不動産賃貸事業)

当セグメントにおきましては、賃貸物件を8物件取得し、保育所21物件、その他の賃貸施設34物件（うち1物件については当連結会計年度は取得のみ）から安定した賃料収入を維持しております。また、2026年4月開所予定の保育所2箇所の土地を取得し、開設に向けた準備を進めております。

その結果、売上高は1,123百万円(同22.6%増)、セグメント利益は579百万円(同20.8%増)となりました。

(その他事業)

当セグメントには、不動産販売事業を区分しております。

不動産販売事業におきましては、土地14区画、建売住宅1戸を販売したものの、固定費を回収するには至らずセグメント損失となりました。

その結果、売上高は356百万円(同38.6%減)、セグメント損失は1百万円(前年同期はセグメント利益25百万円)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は3,978百万円であります。主な内容は賃貸不動産の取得3,756百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、賃貸不動産の取得資金として長期借入金3,332百万円を調達いたしました。また、運転資金として短期借入金1,030百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

＜プレカット事業を基盤としつつも、プレカット事業の枠にとらわれることなく、創意工夫で多様な収益源を創りながら、事業の拡大、成長を続ける企業集団を目指す＞

「シー・エス・ランバーVISION 2032」を掲げ、その達成に向けて取り組んでおります。

日本経済の先行きは、雇用・所得環境の改善、個人消費やインバウンド需要の回復の動きが見られるなど、景気は緩やかな回復基調が見られる一方で、原材料価格やエネルギー価格の高騰、金利上昇懸念等の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

住宅関連業界におきましては、中長期的に、人口・世帯数の減少による住宅需要の減少、大工就業者の高齢化に伴う人材不足などが予想され、企業間の競争激化、業界再編が進むと考えております。住宅建築価格の上昇傾向を背景に住宅取得マインドが低下しているため、戸建てを中心に新設住宅着工戸数が伸び悩んでおり、厳しい事業環境となっております。

こうした課題に対処するために、セグメント別に施策を展開してまいります。

①セグメント別の施策

(プレカット事業)

サイディング（外壁材）のプレカット事業を早期に軌道に乗せてまいります。構造材プレカット営業と連携して提案力強化による受注先を確保し、シナジー効果による全体としての受注拡大を図ってまいります。

構造材プレカット営業に加えて、建て方工事や内装工事等も併せて材工一体での提案、構造材以外の建築資材（外壁材等）の提案等、顧客のニーズ・課題に対しトータルで提案できる営業力の強化を図ってまいります。

プレカット加工機の刷新による省人化や無人化ライン機の導入を計画・実施し、更なる原価低減と歩留まりの追求を進め、コスト競争力を徹底的に高めてまいります。また同時に製販連携強化による付加価値の最大化を図ってまいります。

ドライバー人財の積極登用と育成に注力し、IT・DX活用も進めながら更なる配送効率の向上・合理化に努めてまいります。

(建築請負事業)

プレカット事業との連携を強化し、将来的な大工職人不足に備えて職人人財を積極的に登用し多能的技術職の育成に取り組み、材工一体での受注拡大やエリア拡大に対応する体制構築と同時にIT・DX活用による施工管理の効率化・合理化を進めてまいります。

都市部を中心に施工エリアを拡大し受注拡大に努めるとともに、既存取引先への提案力の強化に加え、新規取引先の不動産会社や工務店の開拓、紹介ルートの確保等、営業体制の再構築に努めてまいります。脱炭素等、社会の持続可能性や企業の社会的責任に対する意識が高まっており、都市（まち）の木造化促進法により木材利用の拡大が見込まれる大型木造施設も積極的に受注し、アパート・保育所建築等で蓄積した大型木造建築ノウハウとブランド力をフル活用してまいります。

(不動産賃貸事業)

経営基盤の安定化のため、駅近の収益物件や不動産販売事業における将来の戸建て分譲候補地の取得を積極的に進め、安定した賃貸収入を確保してまいります。

首都圏では待機児童の解消が進み、当社主力賃貸物件である保育所開設の拡大が望みにくい環境下にあります。随時募集状況を確認し、新規保育所開設を増やすよう取り組んでまいります。なお、当連結会計年度においては、2026年4月開所予定の保育所2箇所の土地を取得し、開設に向けた準備を進めております。

(その他事業)

不動産販売事業では、計画的に分譲用地の確保を行い安定的に分譲販売を行っていくべく販売仲介企業との連携強化を図ってまいります。不動産賃貸事業におけるアパート等の収益物件用地をしかるべきタイミングで分譲用地へと活用していく比較的中長期の販売計画も含めて、分譲用地の確保を進めてまいります。

②その他の取組み

将来の経営幹部の育成、女性社員の活躍促進に向けた環境整備に取り組み、社員の知識向上・スキルアップを図る教育態勢の構築を進めてまいります。加えて、リスク管理態勢の強化、グループ企業間の連携強化を通し、永続的に発展できるよう企業価値を高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第40期 2022年5月期	第41期 2023年5月期	第42期 2024年5月期	第43期 (当連結会計年度) 2025年5月期
売上高	25,126	24,547	21,132	20,673
経常利益	4,029	3,182	2,082	1,680
親会社株主に帰属 する当期純利益	2,766	2,235	1,435	1,157
1株当たり当期純利益	1,508円43銭	1,212円03銭	776円11銭	625円99銭
総資産	21,031	22,358	23,532	26,938
純資産	6,885	8,990	10,287	11,289
1株当たり純資産	3,739円06銭	4,860円17銭	5,561円57銭	6,103円07銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第40期 2022年5月期	第41期 2023年5月期	第42期 2024年5月期	第43期 (当期) 2025年5月期
売上高	21,498	20,843	16,694	15,854
経常利益	3,764	2,772	1,660	1,274
当期純利益	2,623	1,970	1,169	916
1株当たり当期純利益	1,430円07銭	1,068円58銭	632円41銭	495円23銭
総資産	17,853	18,361	18,715	21,508
純資産	6,200	8,039	9,069	9,833
1株当たり純資産	3,367円14銭	4,346円01銭	4,902円79銭	5,315円90銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況（2025年5月31日現在）

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社シー・エス・物流	10百万円	100%	住宅用資材の配送
株式会社なのはなハウジング	20百万円	100%	木造住宅建築請負
株式会社シー・エス・ホーム	100百万円	100% (45%)	大型木造施設の建築請負
株式会社シー・エス・マテリアル	10百万円	100%	木材の製材及び加工
株式会社シー・エス・リアルエステート	10百万円	100%	不動産販売
株式会社シー・エス・不動産リース	100百万円	100%	不動産賃貸
株式会社シー・エス・ビルド	10百万円	100%	建て方工事請負業務
CSL CAD VIETNAM COMPANY LIMITED	20千米ドル	100%	設計・製図請負業務

（注）出資比率の（ ）内は、間接所有割合の内数となっております。

(7) 主要な事業内容（2025年5月31日現在）

事業セグメントの名称	事業内容
プレカット事業	在来軸組工法における設計、木材のプレカット加工及び販売 ツーバイフォー工法における設計、木材のプレカット加工、パネルの製造及び販売 建て方工事の請負
建築請負事業	木造戸建住宅・木造一般建築物の建築（新築・増改築）請負
不動産賃貸事業	不動産賃貸及び管理
その他事業	不動産の販売 木造注文住宅の建築請負

(8) 主な営業所及び工場（2025年5月31日現在）

①当社

本				社	千葉県花見川区幕張本郷
幕	張	事	業	所	同上
東	京	事	業	所	東京都大田区西蒲田
東	金		工	場	千葉県東金市滝沢字手城沢
山	武		工	場	千葉県山武市木原字北山

②子会社

(株)シー・エス・物流	千葉県東金市滝沢字手城沢
(株)なのはなハウジング	千葉県稲毛区長沼原町
(株)シー・エス・ホーム	同上
(株)シー・エス・マテリアル	千葉県東金市油井字丑子台
(株)シー・エス・リアルエステート	千葉県花見川区幕張本郷
(株)シー・エス・不動産リース	同上
(株)シー・エス・ビルド	千葉県稲毛区長沼原町
CSL CAD VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム ホーチミン市

(9) 従業員の状況（2025年5月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数（名）	前期比増減（名）
男 性	242	6
女 性	86	1
合 計	328	7

②当社の従業員の状況

区 分	従業員数 （名）	前期比増減 （名）	平均年齢 （歳）	平均勤続年数 （年）	臨時従業員数 （名）
男 性	149	4	41.4	8.2	86
女 性	61	4	36.8	7.0	5
合計又は平均	210	8	40.1	7.8	91

(注) 1. 臨時従業員には、嘱託社員・契約社員・パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
2. 臨時従業員数は、労働時間を1日8時間換算して算出しております。

(10) 主要な借入先 (2025年5月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入残高
株式会社千葉銀行	2,882
シンジケートローン	2,200
株式会社京葉銀行	1,777
株式会社千葉興業銀行	844
株式会社商工組合中央金庫	843
株式会社三菱UFJ銀行	841
株式会社みずほ銀行	566

- (注) 1. 株式会社千葉銀行の借入残高には社債（私募債）の未償還額50百万円を含んでおります。
2. シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行他5行からの協調融資によるものであります。
3. 株式会社京葉銀行の借入残高には社債（私募債）の未償還額530百万円を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 5,994,000株
(2) 発行済株式の総数 1,850,100株
(3) 株主数 788名
(4) 大株主（上位10位）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社千代	660,000株	35.68%
INTERACTIVE BROKERS LLC	108,200	5.84
上田八木短資株式会社	68,100	3.68
日本証券金融株式会社	67,700	3.65
内藤征吾	55,000	2.97
中井千代助	50,700	2.74
中井俊輔	50,000	2.70
中井政助	50,000	2.70
中井礼子	49,900	2.69
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	37,500	2.02

(注) 持株比率は、自己株式（329株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2025年5月31日現在）

（1）当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2025年5月31日現在）

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
中 井 千代助	代表取締役社長	(株)シー・エス・物流 代表取締役 (株)なのはなハウジング 代表取締役 (株)シー・エス・ホーム 代表取締役 (株)シー・エス・マテリアル 取締役 (株)シー・エス・リアルエステート 代表取締役 (株)シー・エス・不動産リース 代表取締役 (株)シー・エス・ビルド 取締役
中 井 俊 輔	取締役 購買部長 在来営業部長	(株)シー・エス・物流 代表取締役 (株)なのはなハウジング 取締役 (株)シー・エス・ホーム 代表取締役 (株)シー・エス・マテリアル 代表取締役 (株)シー・エス・リアルエステート 代表取締役 (株)シー・エス・不動産リース 代表取締役 (株)シー・エス・ビルド 取締役
加賀美 淳	取締役 経理部長	—
馬 締 和 久	取締役（社外）	—
石 塚 英 一	取締役（社外）	石塚法律事務所 所長 (株)オンザウェイ 監査役
熊 切 直 美	取締役（社外）	—
君 塚 一 郎	常勤監査役	(株)シー・エス・物流 監査役 (株)なのはなハウジング 監査役 (株)シー・エス・ホーム 監査役 (株)シー・エス・マテリアル 監査役 (株)シー・エス・リアルエステート 監査役 (株)シー・エス・不動産リース 監査役 (株)シー・エス・ビルド 監査役
竹 俣 裕 幸	監査役（社外）	—
竹 繁 利 栄	監査役（社外）	竹繁利栄税理士事務所 所長 日清医療食品(株) 非常勤監査役

- (注) 1. 取締役馬締和久氏、石塚英一氏及び熊切直美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役竹俣裕幸氏及び竹繁利栄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は取締役馬締和久氏、石塚英一氏、熊切直美氏及び監査役竹俣裕幸氏、竹繁利栄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役石塚英一氏は、弁護士の資格を有しており、一般民事や企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外監査役竹繁利栄氏は、税理士の資格を有しており、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役高浦重夫氏及び吉田芳一氏は、2024年8月29日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
7. 取締役加賀美淳氏は、2025年6月20日をもって辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員及び当社子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について補填するものです。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	52 (6)	52 (6)	— (—)	— (—)	6名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	10 (2)	10 (2)	— (—)	— (—)	5名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	62 (8)	62 (8)	— (—)	— (—)	11名 (6名)

- (注) 1. 上記報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額5百万円（取締役3名に対し5百万円、監査役2名に対し0百万円）及び戻入額0百万円（監査役1名に対し0百万円）が含まれております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与（賞与を含む。）は19百万円であります。
3. 上記報酬の額のほか、2024年5月31日をもって辞任した取締役、並びに2024年8月29日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役に対して、当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額及び戻入額と同額の役員退職慰労金を支給しております。

②取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2000年1月27日開催の第18期定時株主総会において取締役は年額100百万円以内及び監査役は年額20百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は1名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

2021年2月15日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

ロ. 当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、役員規程に定めるところにより、固定報酬（金銭報酬）としての月額報酬及び役員退職慰労金、並びに業績連動報酬等としての役員賞与により構成されています。しかしながら、当該報酬のうち業績連動報酬等としての役員賞与の支給は、現在に至るまで実施しておりませんし、役員賞与以外の業績連動報酬等を採用しておりません。また、当社は、取締役の個人別の報酬等について、非金銭報酬等を採用しておりません。そのため、当社は、取締役の個人別の報酬等については、全額固定報酬としての月額報酬及び役員退職慰労金で支給しております。

当社は、報酬総額の限度内において、個人別の報酬額を役位に対応して決定しております。なお、使用人兼務役員については、役員報酬分と使用人給与分に区分して決定しております。

また、役員退職慰労金は、役員退職慰労金規程に定める役位別報酬月額、在任月数、功労加算等によって算定される基準に基づきその額を決定し、株主総会決議を経て退任時に支給しております。

ハ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、役位に対応する職責の大きさ、業務執行状況、業績等を総合的に勘案して検討を行っておりますので、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の報酬について、2024年8月29日開催の取締役会において代表取締役社長中井千代助に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。

代表取締役社長は、取締役会決議に基づきその権限内容及び裁量範囲については特段の制限を設けられておらず、役位に対応する職責の大きさ、業務執行状況、業績等を総合的に勘案し、取締役会の協議を踏まえた上で決定することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	馬締和久	—	—
社外取締役	石塚英一	石塚法律事務所 所長 (株)オンザウェイ 監査役	当社との間には、特別の関係はありません。
社外取締役	熊切直美	—	—
社外監査役	竹俣裕幸	—	—
社外監査役	竹繁利栄	竹繁利栄税理士事務所 所長 日清医療食品(株) 非常勤監査役	当社との間には、特別の関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	馬締和久	当事業年度に開催した取締役会15回のうち15回に出席し、大手商社における木材事業の担当役員としての経験に基づき必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	石塚英一	当事業年度に開催した取締役会15回のうち15回に出席し、弁護士としての専門知識及び経験に基づき必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	熊切直美	当事業年度に開催した取締役会15回のうち15回に出席し、大手建設・不動産会社における企業経営者としての経験に基づき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	竹俣裕幸	当事業年度に開催した取締役会15回のうち15回に出席し、建材商社における役員としての経験に基づき必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催した監査役会14回のうち14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	竹繁利栄	社外監査役就任後、当事業年度に開催した取締役会11回のうち9回に出席し、税理士としての専門知識及び経験に基づき必要な発言を適宜行っております。また、社外監査役就任後、当事業年度に開催した監査役会10回のうち9回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

千葉第一監査法人

(2) 報酬等の総額

・ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
・ 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査契約における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を説明いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 「取締役会規則」及び「会議体規程」に基づき、会議体において各取締役及び部長の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備するとともに、それに関する意見を交換することにより、相互に職務執行を監視・監督する。
 - b. 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「職制規程」、「業務分掌規程」及び決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
 - c. 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、企業倫理に則りかつ社会的責任を果たすため、「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。
 - d. コンプライアンスを尊重する社内風土を醸成するため、コンプライアンス推進委員会を設置し、事務局を管理本部とする。事務局は、コンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、取締役及び使用人に配布し、研修等の実施により、取締役及び使用人のコンプライアンスに関する知識を高め、コンプライアンス推進体制の構築・強化を図る。
 - e. 法令違反などの早期発見と不祥事の未然防止を図るため、内部通報窓口を設けて、取締役及び使用人が社内での法令違反について通報を行いやすい体制を構築するとともに、通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととする。
 - f. 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制として、業務執行部門から独立し、社長が直轄する内部監査室を設置し、定期的に内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、「役員規程」、「機密情報管理規程」並びに「文書管理規程」に基づき、適正に保存及び管理を行う。
 - b. 「プライバシーポリシー」に基づき、個人のお客さまに関する情報を適正に取得、利用、管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、リスク管理委員会で当社グループの事業を取り巻く様々なリスクの評価・見直しを図り、適宜対策を講じる。
 - b. 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、事態の把握と損失の最小化に努める。
 - c. 会社として重要な課題である「安全」と「品質」について、そのリスクを専管する組織として「安全衛生委員会」、「品質向上委員会」等を設ける。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会を定例として月に1回開催する他、適宜臨時に開催することにより、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定及び業務執行の監督を行う。
 - b. 職務執行を効率的に行うために、適正な組織と業務分掌を設定し、その執行に際しては、職務権限に基づき実効性のある意思決定を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 関係会社における重要な意思決定についての当社の関与の仕組みや、業務執行に係る重要事項の当社への報告の仕組みを「関係会社管理規程」により整備し、管理・監督を行う。
 - b. 関係会社は、「リスク管理規程」に従い、リスクを発見した場合には速やかに当社のリスク管理担当部署に報告を行い、当社は関係会社に対し事案に応じた支援を行う。
 - c. 関係会社の自主性を尊重しつつ、関係会社が組織・業務分掌・職務権限等の職務執行体制を適切に見直し、職務遂行に係る意思決定及び指揮体制を最適の状態に保つように支援する。
 - d. 当社と関係会社相互において、法令または関係会社管理に関する規程に違反する事項を発見した場合に当社内部通報窓口へその旨を通報する仕組みを定め、「コンプライアンス規程」に基づき適切な対応を行う。
 - e. 管理本部が関係会社の内部統制を統括する。内部監査室が内部監査を実施し、管理本部はその結果に基づいて、必要があれば関係会社に対して指示または勧告を行う。

- ⑥ 監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - a. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、監査役の要請に応じて、監査役の職務を補助するための使用人を置くこととし、その任命、解任、異動については、監査役の同意を必要とする。
 - b. 監査役の職務を補助する使用人を置く場合は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して行う。
- ⑦ 監査役への報告に関する体制
 - a. 監査役は重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - b. 取締役及び使用人は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。
 - c. 法令違反その他のコンプライアンス上の問題点について、監査役への適切な報告体制を確保する。
 - d. 監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利な取扱いを禁止する旨を周知徹底する。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行について生じる費用又は債務を請求したときは、当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、これを負担する。
- ⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役と適時会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換などを行い、意思疎通を図る。

- ⑩ 反社会的勢力排除を確保するための方針及び体制
- a. 当社及び関係会社は、法令及び社会的規範を遵守し、良識ある企業活動を行ってお客さまに貢献することを目指す。
 - b. 反社会的勢力及び団体に対しては、組織・役員及び使用人一体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たない。
 - c. 「反社会的勢力対策規程」及び「不当要求行為対応マニュアル」に基づき、総務部が該当本部と一体となって反社会的勢力の対応窓口となり、所轄警察署や弁護士等の外部の専門機関との連携を図る体制を構築する。
- ⑪ 環境への取組みを確保するための方針及び体制
- a. 当社及び関係会社は、良き企業市民として、地球環境の保全に十分配慮することを環境に対する基本姿勢とする。
 - b. 端材の発生を抑制し、また再利用やリサイクルに取り組み、循環型社会の構築に向けた努力を行う。
 - c. やむを得ず廃棄物が発生する場合も、「産業廃棄物処理委託規程」に基づき、適切な廃棄が行われる体制を構築する。
- ⑫ 企業の社会的責任（CSR）の推進を確保するための方針及び体制
- a. 当社及び関係会社は、「社是」及び「シー・エス・ランバークループ経営理念」に基づき、あらゆる事業活動を通じて調和のとれた持続可能な社会の発展に貢献する。
 - b. 企業が社会へ与える影響に責任をもち、全てのステークホルダーとのオープンなコミュニケーションを通じて適切に意思決定をし、ステークホルダーとの健全な関係の維持・発展に努める。
 - c. 業界団体の諸活動等にも積極的に参画し、木造住宅が豊かな社会生活に対してできるものを追求する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は下記のとおりであります。

取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、経営に関する重要事項の審議・意思決定及び業務執行状況の監督を行っております。

監査役会は月1回の定例監査役会を開催し、監査状況の確認及び協議を行うほか、内部監査室や会計監査人とも連携し、随時監査についての情報共有を求めています。

また、内部監査室が各業務の運営に対する監査（モニタリング機能）を担うほか、コンプライアンス推進委員会及びリスク管理委員会がリスク管理体制の評価と見直しを行い、外部弁護士も指導や監督活動に参画することにより、内部統制の確保及び運用状況の確認を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を強化しつつ配当の継続性・安定性を考慮した上で、経営成績に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。

また、内部留保資金につきましては、財務基盤の強化のために借入金の返済に優先して充てるとともに、プレカット製品の安定供給を可能にするための将来の投資に備えるものとなります。当社は、安定した経営基盤を確立し、社会的責任のある企業として持続的に成長し、かつ中長期的に企業価値を向上させるためには、このような内部留保の強化が必要であると判断し、かつ株主への長期的、継続的な安定配当にも寄与するものと考えております。

なお、当社の剰余金の配当は、中間配当制度はあるものの、事務手続きの増大やコストの負担等を考慮して、現在のところ年1回の期末配当を基本的な方針としております。定款の定めにより、配当の決定機関は、中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

第43期事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の基本方針のもと、業績等を総合的に勘案し、1株当たり80円とさせていただきます。

この結果、第43期事業年度の連結配当性向は12.8%となりました。

連結貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,569,614	流動負債	7,937,394
現金及び預金	5,045,070	支払手形及び買掛金	1,928,908
受取手形、売掛金及び契約資産	3,275,594	電子記録債務	1,717,648
商品及び製品	69,188	短期借入金	2,200,000
販売用不動産	330,292	1年内償還予定の社債	230,000
仕掛品	261,513	1年内返済予定の長期借入金	554,558
原材料及び貯蔵品	481,394	リース債務	74,208
その他の	133,639	未払金	468,432
貸倒引当金	△27,079	未払費用	302,871
固定資産	17,368,945	未払法人税等	202,869
有形固定資産	16,427,744	その他の	257,896
建物及び構築物	540,149	固定負債	7,711,891
機械装置及び運搬具	167,580	社債	350,000
工具、器具及び備品	12,033	長期借入金	6,620,950
土地	1,441,033	長期未払金	98,399
建設仮勘定	18,447	リース債務	135,261
賃貸不動産	14,248,501	完成工事補償引当金	49,011
無形固定資産	197,651	役員退職慰労引当金	175,135
のれん	20,580	退職給付に係る負債	198,615
ソフトウェア	134,814	資産除去債務	4,694
その他の	42,256	その他の	79,822
投資その他の資産	743,549	負債合計	15,649,286
投資有価証券	311,658	(純資産の部)	
長期貸付金	2,640	株主資本	11,177,038
破産更生債権等	14,955	資本	536,152
繰延税金資産	128,649	資本剰余金	321,597
長期預金	193,500	利益剰余金	10,320,226
その他の	106,983	自己株式	△937
貸倒引当金	△14,836	その他の包括利益累計額	112,234
資産合計	26,938,559	その他有価証券評価差額金	111,132
		為替換算調整勘定	1,101
		純資産合計	11,289,272
		負債・純資産合計	26,938,559

連結損益計算書

(2024年 6 月 1 日から)
(2025年 5 月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売 上 高						20,673,104
売 上 原 価						16,339,614
売 上 総 利 益						4,333,490
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費						2,558,833
営 業 業 外 収 益						1,774,656
受 取 利 息					2,897	
受 取 配 当 金					7,549	
受 取 賃 貸 料					42,673	
そ の 他					49,711	102,832
営 業 外 費 用						
支 払 利 息					83,929	
賃 貸 費 用					22,441	
支 払 手 数 料					77,184	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料					2,984	
そ の 他					10,293	196,833
経 常 利 益						1,680,656
特 別 利 益						
特 定 資 産 売 却 益					3,897	3,897
特 別 損 失						
固 定 資 産 除 却 損					40	40
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益						1,684,512
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税					512,264	
法 人 税 等 調 整 額					14,318	526,583
当 期 純 利 益						1,157,929
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						1,157,929

連結株主資本等変動計算書

(2024年 6 月 1 日から
2025年 5 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
2024年6月1日残高	536,152	321,597	9,310,278	△937	10,167,090
当期変動額					
剰余金の配当			△147,981		△147,981
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,157,929		1,157,929
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,009,948	－	1,009,948
2025年5月31日残高	536,152	321,597	10,320,226	△937	11,177,038

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2024年6月1日残高	115,057	5,491	120,549	10,287,639
当期変動額				
剰余金の配当				△147,981
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,157,929
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3,925	△4,389	△8,314	△8,314
当期変動額合計	△3,925	△4,389	△8,314	1,001,633
2025年5月31日残高	111,132	1,101	112,234	11,289,272

貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,319,760	流動負債	6,336,769
現金及び預金	3,731,728	支払手形	16,405
受取手形	59,112	電子記録債権	1,706,828
売掛金	75,138	短期借入金	1,158,925
買掛金	2,330,613	1年内償還予定の社債	2,200,000
約束手形	112,008	1年内返済予定の長期借入金	230,000
製成品	62,540	リース負債	202,800
仕掛品	236,308	リース負債	37,102
原材料及び貯蔵品	465,180	未払費用	337,538
前払費用	65,170	未払法人税等	217,608
未収金	57,745	未払消費税等	126,954
貸倒引当金	128,514	未払消費税等	32,088
固定資産	14,188,794	固定負債	5,338,591
有形固定資産	13,053,632	社長退職給付引当金	350,000
建物	378,035	長期未払債権	4,427,425
構築物	60,263	リース負債	98,399
機械装置	92,715	完成工事補償引当金	98,313
車両運搬具	28,817	退職給付引当金	1,180
工具器具備品	7,732	役員退職慰労引当金	141,434
土地	1,150,223	資産除却負債	162,061
建物	27,260	その他の負債	4,694
貸倒引当金	11,308,585	負債合計	11,675,361
無形固定資産	170,029	(純資産の部)	
借入金	31,837	株主資本	9,722,060
ソフトウェア	133,444	資本	536,152
その他の資産	4,747	資本剰余金	321,597
投資その他の資産	965,131	資本準備金	317,252
投資有価証券	311,658	その他の資本剰余金	4,344
関係会社出資	322,790	利益剰余金	8,865,248
長期貸付金	100	利益準備金	11,400
破産更生債権	38,543	その他の利益剰余金	8,853,848
長期前払費用	14,955	別途積立金	6,870,000
繰延税金資産	12,615	繰越利益剰余金	1,983,848
長期預金	27,874	自己株	△937
貸倒引当金	171,000	評価・換算差額等	111,132
	80,431	その他有価証券評価差額金	111,132
	△14,836	純資産合計	9,833,193
資産合計	21,508,555	負債・純資産合計	21,508,555

損 益 計 算 書

(2024年 6 月 1 日から)
(2025年 5 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			15,854,927
売 上 原 価			12,435,203
売 上 総 利 益			3,419,724
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,200,862
営 業 業 外 収 益			1,218,861
受 取 利 息	2,622		
受 取 配 当 金	65,599		
受 取 賃 貸 料	44,005		
経 営 指 導 料	66,000		
そ の 他	39,691		217,919
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	57,459		
賃 貸 費 用	28,729		
支 払 手 数 料	70,632		
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	2,984		
そ の 他	2,594		162,400
経 常 利 益			1,274,380
特 別 利 益			
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 益	3,197		3,197
固 定 資 産 除 却 損	40		40
税 引 前 当 期 純 利 益			1,277,537
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	360,334		
法 人 税 等 調 整 額	1,135		361,470
当 期 純 利 益			916,066

株主資本等変動計算書

(2024年 6 月 1 日から
2025年 5 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利 益 準備金	利益剰余金		
		資 本 準備金	その他 資本 剰余金	資 本 剰余金 合 計		その他利益剰余金	利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	
2024年 6 月 1 日残高	536,152	317,252	4,344	321,597	11,400	5,370,000	2,715,763	8,097,163
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△147,981	△147,981
当期純利益							916,066	916,066
別途積立金の積立						1,500,000	△1,500,000	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	1,500,000	△731,914	768,085
2025年 5 月31日残高	536,152	317,252	4,344	321,597	11,400	6,870,000	1,983,848	8,865,248

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2024年 6 月 1 日残高	△937	8,953,975	115,057	115,057	9,069,033
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△147,981			△147,981
当期純利益		916,066			916,066
別途積立金の積立		－			－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△3,925	△3,925	△3,925
事業年度中の変動額合計	－	768,085	△3,925	△3,925	764,160
2025年 5 月31日残高	△937	9,722,060	111,132	111,132	9,833,193

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年7月18日

株式会社シー・エス・ランバー
取締役会 御中

千葉第一監査法人

千葉県千葉市

代表社員	公認会計士	大川 健哉
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	岸 健介
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シー・エス・ランバーの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シー・エス・ランバー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年7月18日

株式会社シー・エス・ランバー
取締役会 御中

千葉第一監査法人

千葉県千葉市

代表社員	公認会計士	大川 健哉
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	岸 健介
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シー・エス・ランバーの2024年6月1日から2025年5月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は2024年6月1日から2025年5月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び経理担当者等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確認するための体制その他、株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

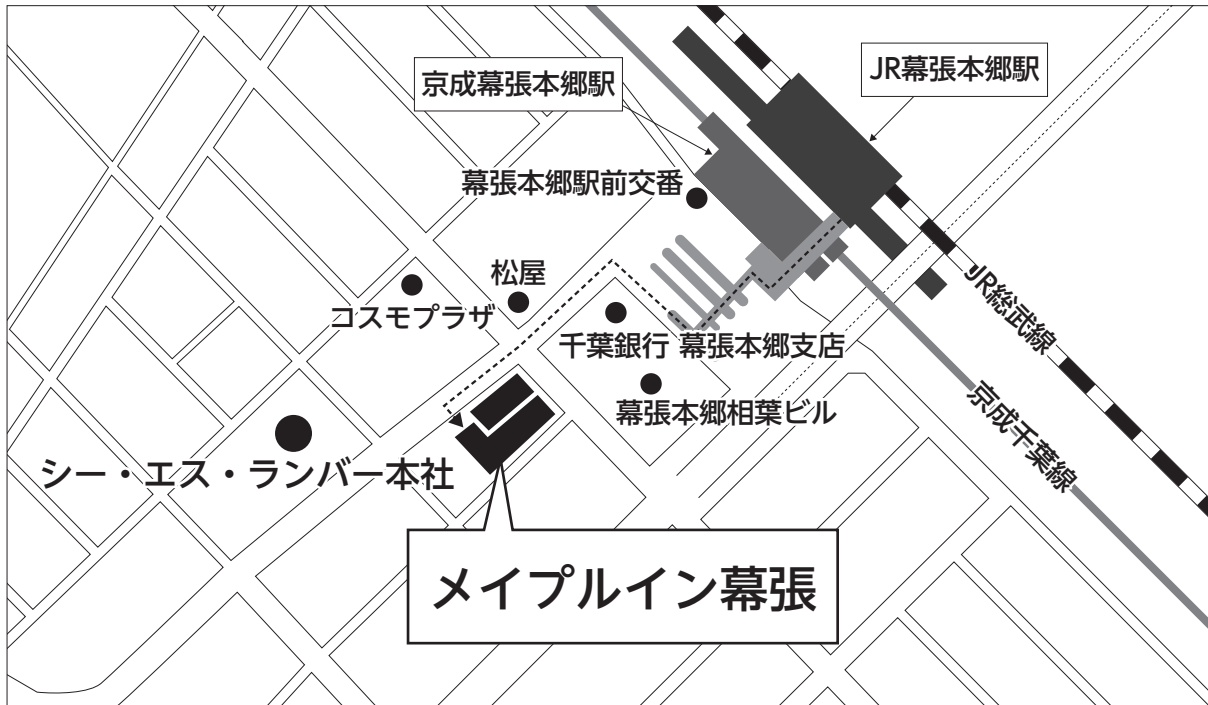
2025年7月22日

株式会社	シー・エス・ランバー	監査役会
	常勤監査役	君塚 一郎 ㊟
	社外監査役	竹俣 裕幸 ㊟
	社外監査役	竹繁 利栄 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 千葉県千葉市花見川区幕張本郷一丁目12番1号
メイプルイン幕張 1階会議室



(交通のご案内)

JR幕張本郷駅

京成幕張本郷駅より徒歩3分

- ◎ 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。